

弘前ねぷたまつり運行安全指針

平成27年3月19日

弘 前 市
弘 前 商 工 会 議 所
公益社団法人 弘前観光コンベンション協会
公益社団法人 弘 前 市 物 産 協 会
弘前ねぷたまつり合同運行参加団体

目 次

1	はじめに	P 1
2	安全対策の基本	P 1
	(1) 基本的な心構えについて	P 1
	(2) ルールの遵守について	P 2
3	指揮命令系統や各係の役割分担に係る安全対策	P 2
	(1) 指揮命令・役割分担の確認について	P 2
	(2) 係間の連携について	P 2
	(3) 人員の配置について	P 2
	(4) 各係における安全対策について	P 3
4	本体・機器類に係る安全対策	P 3
	(1) ねぶた内部への立入りについて	P 3
	(2) 昇降装置について	P 3
	(3) 安全確保に向けた構造上の取り組みについて	P 3
	(4) ねぶたの点検について	P 4
5	飲酒に係る安全対策	P 4
6	その他の安全対策	P 5
	(1) 合同運行コースの事前確認	P 5
	(2) 子どもの安全対策について	P 5
	(3) 天候に対する意識について	P 5
	(4) パフォーマンスについて	P 5
	(5) 運行中等に不具合のあった場合の対応について	P 5
	(6) 合同運行時以外の安全確保について	P 6
	(7) ねぶたの保管について	P 6
7	ねぶた参加団体によるマニュアル作成	P 6
8	弘前ねぶたまつりのあり方について	P 7
	(1) すべての参加団体が加入する組織の必要性について	P 7
	(2) 参加団体が主催者に加わることについて	P 7
	(3) 指針に違反した場合の措置について	P 7
	(4) 参加台数制限について	P 7
	(5) 合同運行への参加資格について	P 7
	(6) 合同運行コースについて	P 7
	(7) 服装について	P 8
	(8) 保険の加入について	P 8
	(9) 後継者育成について	P 8
	(10)喫煙について	P 8
9	本指針の改定等について	P 9
	別紙	P 10

1 はじめに

弘前ねぷたまつりは、これまでも安全に十分注意して運行を行ってきたが、平成26年8月5日、弘前ねぷたまつり合同運行（以下「合同運行」という。）へ参加するため待機中のねぷた内部において死亡事故が発生した。

このことから、主催者及びすべてのねぷた参加団体（以下「参加団体」という。）は、ねぷた運行（以下「運行」という。）にあたっては安全が第一であることを強く意識し、これまで以上に運行に係る安全対策が求められていることを認識しなければならない。

本指針は、重要無形民俗文化財である弘前のねぷたを、これまで以上に安全なまつりとして実施していくための合同運行に係る安全確保、あわせて今後のねぷたまつりのあり方について定めるものであり、主催者及び参加団体は、本指針に基づき安全対策などを進めることとする。

2 安全対策の基本

(1) 基本的な心構えについて

ア 合同運行時は、多くの人々が参加し、また、まつりという特別な状況の下にある。

このような状況から、主催者及び参加団体は「これまで何にも無かった」「これで大丈夫だろう」といった意識ではなく、事故やトラブルは起こるものであるが、その発生を予測し、事前に予防対策を講じる、互いに注意し合うといったことにより、事故、トラブルを回避することができることを十分に認識し、それらの原因が潜んでいないかを常に意識して、安全対策を講じなければならない。

イ 安全対策を講じるにあたっては、具体的なイメージを明確にして、役割分担などが確実に実施される内容としなければならない。

ウ 運行中の事故やトラブルを未然に防ぐためには、それらを起さないという強い気構えと緊張感をもって運行にあたらなければならない。

気の緩みが、事故やトラブルの原因となることを常に意識しなければならない。

エ 事故やトラブルを未然に防ぐためには、ねぷたの構造を理解し、危険が潜む箇所を把握することが重要であることを認識しなければならない。特に、骨組みを更新したときは、従来の安全対策を継続するのではなく、新たな骨組み、構造に則した安全対策を講じなければならない。

オ 合同運行は、参加団体が個別に町内などを運行するものとは異なり、参加する団体は他の団体と協調して運行にあたらなければならないことを認識し、勝手な行動は絶対に行ってはならない。

カ 主催者においては、安全対策の講習会を開催するなど参加団体の安全意識向上、安全対策推進のための対策を講じるものとする。

(2) ルールの遵守について

運行時の安全対策の基本は、注意事項や交通法規等のルールを守ることにある。

安全な運行を行うためには、運行責任者や各係の責任者などが安全運行への高い意識を持つことは当然であるが、参加者全員についても同様であるため、参加団体においては、参加者全員の安全意識向上に努めなければならない。

3 指揮命令系統や各係の役割分担に係る安全対策

(1) 指揮命令・役割分担の確認について

運行には多くの人々が携わり、複数の係に分かれて、一つのねぶたを運行している。そのため、運行を全体として統制する指揮命令系統が確立していることが不可欠である

あわせて、その指揮命令系統を徹底するとともに、参加者全員が指揮命令系統を理解していなければならない。具体的には、誰の指示に従うのかを理解していることが必要である。

運行では、複数の係が役割を分担しているため、その役割分担を明確にし、かつ、その確認を徹底しなければならない。

特に、まつり期間中は、日により参加者が変わることもあるため、運行責任者をはじめとして、各係に従事する者は、運行前に必ず指揮命令系統、役割分担、係間の連携・連絡など安全運行に必要な事項について確認を行い、共通の認識のもと、運行にあたらなければならない。

(2) 係間の連携について

安全運行のためには係間の確実な連絡体制を確保し、情報の共有を図らなければならない。

また、運行中は係相互に声掛けを行うとともに、常に周囲の安全に注意をはらい、各係が連携・協力し、安全運行に努めなければならない。

(3) 人員の配置について

ア 運行にあたっては、安全運行を確保できる十分な人員を各係に配置しなければならない。特に、ねぶたは大きくなると重量も増え、受ける風圧も増すことから、ねぶたの大きさや重さを十分に踏まえた人員を配置しなければならない。

イ 運行責任者は、必要な個所に必要な人員が配置されているか、常に配置状況を確認しなければならない。

ウ 参加団体は、運行時の係員の配置状況を記載した運行体系図を作成し、人員の配置を明らかにしなければならない。

(4) 各係における安全対策について

運行に際しては、運行責任者をはじめ各係は、その役割分担に応じた安全対策を講じなければならない。

なお、各係が講じる安全対策を別紙のとおり例示するが、参加団体においては必要と思われる対策を適宜追加し、十分な安全対策を講じなければならない。

4 本体・機器類に係る安全対策

(1) ねふた内部への立入りについて

ア ねふた内部は外から見えないため、危険が潜みやすいことを認識し、安全対策を講じなければならない。

イ ねふた内部における事故発生の危険性を排除するため、運行中、待機中、運搬中を問わず、ねふた内部への不必要な立入りは行わないこととする。

ウ 機器類の点検などのためにねふた内部に入るときや、ねふた内部から出たときは、その旨の声出しをし、周りの参加者にその状況を確実に伝えなければならない。

また、機器類の点検などのためにねふた内部に人が入っている場合は、ねふた外部にいる者が少なくとも1人はその動きを終始確認し、ねふたを昇降させる、回転させるといった事故につながる動きは絶対にさせない措置を講じなければならない。

(2) 昇降装置について

ア 昇降装置は、安全確保を十分に行い、かつ、適切に使用すれば、安全で便利なものであるが、これまでに発生した大きな事故や怪我には、昇降装置が関係している場合が多いことから、昇降装置の操作には万全を期さなければならない。

イ 昇降装置の操作は、決められた者以外は行わないこととし、昇降装置を操作する者の氏名を主催者に届け出ることとする。

ウ 昇降装置を使用する際は、ねふた周り、ねふた内部を確認し、安全を十分に確保してから使用しなければならない。かつ、声掛けも積極的に行い、安全を確保しなければならない。

エ 安全確保のため、不必要な昇降は行わないこととする。

(3) 安全確保に向けた構造上の取り組みについて

ア 安全確保のため、参加団体は積極的に構造上の改修を行うよう努めなければならない。

イ 特に、安全性向上のため、上乗りの台は、網目状や透明な部分を確保し、ねぶ

た内部（下方向）を容易に見渡せるようにしなければならない。

また、昇降装置の内部への立ち入りを制限する金網等を設置し、鍵を付けるなど、容易に立ち入ることができない構造とし、内部へ入る場合は責任者の許可を得る、昇降時や回転時に本体内部で動く部分を色塗りして本体内部の危険個所を分かりやすく表示することによる安全対策を講じなければならない。

(4) ねふたの点検について

ねふたは構造物であるため、経年や使用による損耗などにより不具合が生じるものであることを強く認識し、参加団体は、安全対策を講じなければならない。

ア ねふたは1年ぶりの運行となるため、まつり前に骨組みに緩みや破損がないか、機器類は正常に作動するかなどを必ず確認しなければならない。特に、昇降装置については、大きな事故や怪我の原因となる恐れがあることから、チェーンのねじれなど、作動に支障を及ぼすことが生じていないかなどの安全確認を確実に行わなければならない。

イ 合同運行に参加する日は毎日、ねふた小屋を出発する前に不具合が無いことを確認しなければならない。また、合同運行開始前にも最終点検を行わなければならない。なお、点検する項目を以下のとおり例示する。

- a タイヤの空気圧は適正か。
- b 発電機の燃料、オイル及び冷却水は十分に入っているか。
- c 昇降装置等の機器類は正しく作動するか。
- d けん引車両、けん引装置に不備はないか。

ウ 骨組みを更新したときは、本指針に定める構造上の安全対策が取られているか確認するとともに、本体の操作に係わるすべての者が、新たな骨組みの構造を理解し、その構造や大きさに適応した安全対策を講じなければならない。

エ 昇降装置、発電機等の機械類の点検は、ねふたを停止させて行い、昇降装置の点検を行うときは、複数の者でねふた内部に人がいないことを確認しなければならない。

オ 点検結果については、必ず運行責任者へ報告し、不具合がある場合は運行責任者の責任において確実に修理を行わなければならない。

5 飲酒に係る安全対策

ア 運行責任者及び安全運行のために従事する係員は、合同運行に参加するため、ねふたを小屋から移動するときから格納するまでの間、飲酒は禁止する。

また、すべての参加者の合同運行コースを運行する際の飲酒を禁止する。

イ 運行責任者は、飲酒により正常な状態で運行に参加できないと考えられる者については、運行に参加させてはならない。

6 その他の安全対策

(1) 合同運行コースの事前確認

合同運行コースには信号機、交通標識、交通誘導看板などが設置されているが、追加、変更されている場合もあり、まつり開始前に合同運行コースを下見し、それらの位置や運行の障害となるものがないかなどを確認しなければならない。

また、ねふた小屋から待機場所まで、及び解散地点からねふた小屋までの移動ルートについても同様とする。

(2) 子どもの安全対策について

弘前ねふたまつりの特色として、小さな子どもから参加できることがあげられるが、子どもは、大人が想像しない行動をとるため、子どもの行動には常に注意しなければならない。

また、合同運行解散後は歩道を歩かせるなど、参加団体は子どもに対する安全対策を行わなければならない。

(3) 天候に対する意識について

弘前ねふたまつりは、夏の暑い時期に行われるため、疲労も溜りやすく、そのため注意力が散漫となる可能性がある。

また、降雨中又は降雨後にまつりを行う場合もあり、道路が濡れて滑りやすい、踏ん張りがきかないなど好天の場合とは異なる状況となったり、雨に気を取られ注意力が散漫になることも予想される。

このように、弘前ねふたまつりは夏の暑い時期に、屋外で行われるまつりであることを意識した安全対策も講じなければならない。

(4) パフォーマンスについて

ねふた運行に合わせて趣向を凝らしたパフォーマンスを行っている参加団体もあるが、参加者及び観客の安全を第一とし、ねふた上部からの物の投げ入れ、路上でのバック転など事故や怪我に結び付くものは行ってはならない。

(5) 運行中等に不具合のあった場合の対応について

ア 運行中にねふたに不具合が生じた場合は、安全運行を最優先に、その場では無理して修理をせず、そのまま運行し、ねふた小屋に戻り、確実に修理しなければならない。

イ 運行中にねふたに不具合が生じ、運行に支障が生じた場合は、主催者の指示に従うものとする。

ウ 待機中にねぶたに不具合が生じ、運行に支障がある場合は、合同運行に参加させないこととする。

(6) 合同運行時以外の安全確保について

弘前ねぶたまつりでは、合同運行時以外においても以下の安全対策を講じなければならない。

ア 待機場所への集合及び合同運行解散地点からねぶた小屋への帰路についても、十分な安全対策を講じること。特に、集合時、解散後は一般車両とともに通行することとなるため、交通法規を遵守するとともに、整理員を配置するなど、安全対策を講じること。

解散後、反対車線にはみ出しながら運行するなど、安全対策を欠いていると思われる場面も見受けられるため、ねぶた小屋に到着するまでは、十分な安全対策を講じること。

イ 集合時や解散後にけん引車両を用いる場合は、交通法規を遵守するとともに、整理員を配置するなど、安全対策を講じること。

ウ 待機時においても、車道への飛び出しなどの危険があるため、誘導員を配置するなど、安全対策を講じること。

オ まつり期間終了後のねぶた本体等の保管場所とまつり期間中のねぶた小屋との間の移動についても、交通法規を遵守するとともに、整理員を配置するなど、安全対策を講じること。

(7) ねぶたの保管について

弘前ねぶたまつり終了後、ねぶた本体や昇降装置等の機器類については、翌年の運行に支障が生じないように、適切な方法により保管しなければならない。

7 ねぶた参加団体によるマニュアル作成

ア 参加団体は、本指針を参考に安全運行マニュアルを作成し、自らの団体に合わせた安全対策を講じなければならない。

その際、本指針の趣旨に反する内容としてはならない。

また、作成した安全運行マニュアルを主催者に提出しなければならない。

イ 参加団体は、ねぶたまつり終了後、安全運行マニュアルに即した安全対策を行うことができたか、行った結果はどうであったか、見直す部分はないのかを確認し、マニュアルの改訂を行うなど、一層の安全対策に向けた取り組みを行うものとする。

ウ 参加団体は、安全対策を講じるにあたっては、他の参加団体の運行状況を参考と

し、自らの団体の安全対策に役立てるよう努めなければならない。

8 弘前ねぶたまつりのあり方について

(1) すべての参加団体が加入する組織の必要性について

主催者と参加団体、参加団体相互のより緊密な連携や意思疎通を図るためには、すべての参加団体が加入する組織が必要である。

そのため、すべての参加団体が加入する組織の設立を図ることとする。

(2) 参加団体が主催者に加わることについて

弘前ねぶたまつりをより安全なまつりとしていくためには、主催者とすべての参加団体が協力して、事故の再発防止とまつりの信頼回復に向けた対策を講じる必要がある。

そのため、参加団体も主催者の一員として積極的にまつり運営に関与することが必要であり、参加団体が主催者として参加する体制を構築する。

(3) 指針に違反した場合の措置について

合同運行にあたっては、参加団体の自主性を尊重するが、本指針の実効性を確保するため、本指針に違反した場合のペナルティを定めるものとする。

(4) 参加台数制限について

近年、参加団体が増え、定められた時間内での合同運行が難しくなっている。

時間内で合同運行を終えるため、運行速度が速くなり、ねぶたそのものを十分に堪能できない、急ぐことから事故の発生にもつながりかねないという意見もある。

また、参加台数が多く、指定された待機場所に納まりきれない、集合時の交通渋滞の要因の一つとなるなどの問題も生じている。

これらのことから、観客に弘前ねぶたを十分に堪能してもらう、参加団体が時間に余裕をもち、安全な運行を行うことができるようにする、及び集合時や待機時の混雑を解消するため、1日当たりの参加台数の制限を設けることとする。

(5) 合同運行への参加資格について

弘前ねぶたまつり合同運行への参加は、積極的には制限をしてこなかったため、近年、参加団体が増えている。

このため、本指針を遵守することを基本に、合同運行への参加資格を設けることとする。

(6) 合同運行コースについて

合同運行コース上には、信号機、車両感知器及び交通誘導看板があるが、それらを歩道側に回転させるなどにより、運行が行いやすくなる、観客もねふたを見やすくなるといった意見もある。

運行が行いやすくなることにより、事故やトラブルが発生する危険性を低減できることから、主催者は、信号機を回転させるなどの対策について、関係機関と協議を行うこととする。

(7) 服装について

運行の各係に従事する者にあっては、動きやすく、かつ、ねふたに引っかかることが無いなど、安全に十分注意した服装としなければならない。

なお、服装については、弘前ねふた保存基準において、以下のように記載されている。

弘前ねふた保存基準（抜粋）

浴衣や半纏といったこれまでの伝統的衣装に加え、今日一般的なTシャツ等洋装、更には他の衣装にあっても、ねふたまつりを想起・高揚させる格好衣装であれば容認するものとするが、観る人に不快感を与える格好衣装や公序良俗を乱すような格好衣装での運行は慎むものとする。

また、女性の格好衣装等にあっては、過度の露出を慎むものとする。

(8) 保険の加入について

弘前ねふたまつり期間中、運行での怪我などによる参加者への補償のため、すべての参加団体は傷害保険に加入しなければならない。

(9) 後継者育成について

弘前ねふたまつりを後世に受け継いでいくためには、時代や社会環境の変化に対応しながら、後継者を育成していくことが必要である。

特に、大人が子どもを正しく教育していく、経験が豊富な者が初心者を育てていくことが重要である。

(10) 喫煙について

たばこ火による事故や怪我の発生防止、並びに受動喫煙防止及び歩きたばこによる危険性を排除するため、すべての参加者の合同運行コースを運行する際の喫煙を禁止する。

また、合同運行までの待機中に喫煙する場合であっても、たばこ火による事故や怪我の発生防止に努めるとともに、受動喫煙防止及び歩きたばこの危険性を認識し、喫煙マナーを守らなければならない。

9 本指針の改定等について

運行に係る安全対策を推進するため、本指針については、各年の運行状況や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて改定するものとする。

また、本指針に記載のない事項が生じた場合は、必要に応じて検討するものとする。

各係における安全対策

係の名称	安全対策
運行責任者	<p>①運行責任者は、運行全般に責任を持つことから、ねふたの点検、係の配置、指揮系統の確認等、安全な運行確保のための措置を十分に講じること。</p> <p>②本指針の内容を参加者全員に周知し、その内容を理解させ、かつ、実行させること。</p> <p>③運行責任者は、現場での即時の判断が求められる最高責任者であるため、その職務を十分に行うことができる者をもって充てること。</p>
副運行責任者	<p>①副運行責任者は、運行責任者を直接補佐する者として、運行責任者とともに安全な運行確保のための措置を十分に講じること。</p>
先導係（扇子持ち）	<p>①先導の指示によりねふたは前進・停止し、左右に動き、昇降、回転等の動きをする。このことから、先導を務める者は、安全に運行することを第一とし、各係に対して明確で分かりやすい指示を出すこと。</p> <p>②先導が出す指示の内容や指示方法（ジェスチャー）について、運行前に各係の従事者と確認をする。参加日により従事者が変わり、先導の出す指示を理解できないことがないよう、確認を徹底すること。</p>
上乗り係	<p>①持ち場に着了いたら、転落防止のため梯子の入口や点検口などは閉めること。</p> <p>②安全ベルトを着用すること。</p> <p>③安定した態勢を確保するため、ねふたに足をかけないこと。また、回転の際は、両手を離さないこと。</p> <p>④常にねふたが傾かないよう、バランスを意識して配置に着くこと。</p> <p>⑤あおり部分は、運行時以外は紐で固定すること。</p> <p>⑥上乗りが昇降装置を操作する際は、ねふた内部に人がいないことを確認すること。</p>

	⑦上乗りが昇降装置を操作する際は、先導係に対して昇降させる旨を無線やゼスチャー等により確実に伝達すること。
曳き棒係（押し棒係）	①運行参加者や観光客がねふた本体に巻き込まれたり、曳き棒に押され転倒したりすることがないように、周囲の状況に注意すること。
運行整理員	①曳き綱に曳き手が付きすぎると、前が詰まり、つまずいて転倒する恐れがあるので、安全に行進できるよう、整理を行うこと。 ②ねふた本体周りの先導からの視界を確保するため、人の整理を行うこと。 ③運行参加者や観光客がねふた本体に巻き込まれたり、曳き棒に押され転倒したりすることがないように、人の整理を行うこと。
回転係	①十分なスペースを確保できる場所で回転を行うこと。 ②観客や他の参加者の安全が確保されていることを確認し、回転を行うこと。 ③回転のストッパーが掛かっている、掛かっていないことを常に把握しておくこと。 ④ストッパーを外したとき及び掛けたときは、その旨を声出しし、その状況を本体周りの従事者に伝えること。 ⑤回転をかけるときは、本体内部には、上乗り以外の部分に人がいないことを確認すること。 ⑥不必要な早い回転を行わないこと。 ⑦待機中は回転を行わないこと。 ⑧地面が濡れているときは、滑る危険があることを意識した行動をとること。
前燈籠・前ねふたなど	①前燈籠や前ねふたは、本ねふたほど大きくなく、重量も少ないが、風であおられるなどの危険が潜んでいることを認識し、常に大人の監督の下で運行し、子どものみでの運行はさせないなどの安全対策を講じること。

	<p>②前ねふたであっても昇降装置が設置されているものは、本ねふたと同様の安全対策を図ること。</p> <p>③高張提灯、一人持ち燈籠、さしまたなど一人で持つものについても、風であおられるなどの危険が潜んでいることを認識し、不測の事態を考慮した持ち手とすること。</p> <p>④担ぎねふたについては、安全を確保できる十分な人数が揃った場合にのみ担ぐこととし、それ以外の場合は、曳いて運行すること。</p>
けん引係	<p>①ねふたのけん引時は、運搬の速度に注意すること。</p> <p>②時間に余裕を持って行動すること。あわてないこと。</p> <p>③けん引時は、ねふたには乗らないこと。</p> <p>④けん引後は、確実に車止めを行うこと。</p>
太鼓・囃子	<p>①太鼓への上乗りを推奨するものではないが、太鼓の上乗りは安全帯を装着すること。</p>
各係共通事項	<p>各係には、それぞれの係の役割を十分に理解し、かつ、その役割を確実に行うことができる者をもって配置すること。</p>

注 上記は、各係が講じる安全対策を例示したものである。

係名や役割分担は参加団体により異なっている場合もあり、参加団体においては必要と思われる対策を適宜追加し、十分な安全対策を講じなければならない。

(参考)

本指針の策定までの会議の開催状況

日 時	会議の名称	会議の内容
H26.8.6	弘前ねぶたまつり関係者協議会	①主催4団体と参加団体が協力して安全運行マニュアルを策定することを決定 ②主催4団体と参加団体の数団体からなるワーキングチームを組織し、安全運行に係る素案を策定することを決定
H26.8.18	第1回弘前ねぶたまつり運行安全指針策定小委員会	①小委員会では、安全対策を含めたまつりのあり方全般について検討することを確認 ②年度末を目途に運行安全指針を策定することを確認 ③各参加団体に対して、安全対策についてのアンケートを実施することを決定
H26.10.28	第2回弘前ねぶたまつり運行安全指針策定小委員会	①参加団体へのアンケート結果について報告 ②運行安全指針に盛り込む内容について協議
H26.11.26	第3回弘前ねぶたまつり運行安全指針策定小委員会	運行安全指針(案)の全体構成について協議
H26.12.18	第4回弘前ねぶたまつり運行安全指針策定小委員会	運行安全指針(案)の区分ごとの内容について協議
H27. 1.19	第5回弘前ねぶたまつり運行安全指針策定小委員会	運行安全指針(案)の実効体制について協議
H27.2.4	弘前ねぶた保存基準策定委員会委員及び弘前ねぶたまつりコンテスト審査委員との意見交換会	弘前ねぶた保存基準策定委員会委員及び弘前ねぶたまつりコンテスト審査委員と指針案についての意見交換を実施
H27.2.17	(仮称)弘前ねぶたまつり運行安全指	すべての参加団体による会議

	針策定に係る全体会議	を開催し、指針案についての説明と質疑を実施
H27.3.19	(仮称) 弘前ねふたまつり運行安全指針策定に係る全体会議	すべての参加団体による会議を開催し、指針を決定

弘前ねふたまつり運行安全指針策定小委員会委員名簿

弘前市	弘前ねふた参加団体協議会
弘前商工会議所	青藍会
(公社) 弘前観光コンベンション協会	津軽衆
(公社) 弘前市物産協会	東日流ねふた雅会

本指針策定参加した弘前ねふたまつり合同運行参加団体名簿

青葉会ねふた愛好会	東日流ねふた雅会
青柳ねふた愛好会	津軽ねふた歴史研究会
(一社)弘前市医師会	槌子ねふた愛好会
N T Tねふた愛好会	常盤坂子供会
大浦為信倭武多會	独狐ねふた愛好会
大沢ねふた愛好会	富田清水町会青年部
鬼沢ねふた同好会	取上地区ねふた愛好会
海遊会	童楽会
堅田ネプタ愛好会	土手町
亀甲町町会	撫牛子こども会
華蓮ねふた會	仲町子どもねふた愛好会
桔梗野ねふた友の会	中野ねふた愛好会
健生ねふた保存会	新岡ねふた愛好会
劇団夜行館	西地区ねふた親交会
幻満舎	ねふた集団「がほんず」
小沢ねふた保存会	ねふたの荒魂
紺屋町ネプタ同好会	ねふた有志會 祭樂愛
祭好会	浜団ねふた愛好会

<p>境関町会・境関ねぶた愛好会 栄町町会 桜ヶ丘ねぶた愛好会 さくら組 笹森町子供会 三八町会ねぶた実行委員会 茂森新町ねぶた同好会 茂森津軽ネプタ愛好会 下新町ねぶた愛好会 社会福祉法人 一葉会 (社福) おうよう園・(株)介護サポート (社福) 東豊福祉会 昭和町ねぶた愛好会 新寺町ねぶた愛好会 J R・駅前ねぶた愛好会 地主ねぶた 樹木ねぶた愛好会 城南ねぶた愛好会 城北ねぶた同好会 青藍会 相馬ねぶた愛好会 高杉ねぶた北友会 津軽弘桜会 津軽衆 津軽扇美会</p>	<p>東地区町会連合会ねぶた 東目屋地区ねぶた愛好会 必殺ねぶた人 弘前櫻華友心會 弘前銀座街協会 弘前航空電子倶 弘前市役所ねぶた実行委員会 弘前自衛隊ねぶた協力隊 弘前青年会議所 弘前大学ねぶた実行委員会 弘前ねぶた組 弘前みなみ幼稚園 弘前料理飲食業組合ねぶた愛好会 不動心ねぶた會 船沢ねぶた有志会 北明ねぶたの会 本町ねぶた愛好会 松原ねぶた愛好会 宮園青山連合ねぶた愛好会 向外瀬ねぶた愛好会 盟友会 よつば保育園ねぶた愛好会 立正佼成会弘前教会ねぶた実行委員会 和徳町大通り町会</p> <p style="text-align: right;">計 8 5 団体</p>
---	--